

札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月16日

札幌市教育委員会

教育長

札幌市教育委員会規則第3号

橋田英樹

## 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則（平成29年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第2項中「第16条第1項において」を「以下」に改め、同条第3項第1号中「当該6月」を「当該退職の月前6月」に改める。
- (2) 第5条中「に規定する受給期間延長通知書」を「又は第9条の4第5項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。
- (3) 第9条第1項中「受給期間延長申請書（様式3）に」を「受給期間延長等申請書（様式3）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当する事実を証明することができる書類及び」に、「第4項及び第5項」を「以下の条及び第9条の4」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、「これを添えないことができる」を「その提出を要しない」に改め、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、「退職の日」の次に「（第9条の3及び第9条の4において「退職日」という。）」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、天災その他同項の規定による申出をしないことについてやむを得ない理由がある場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。この場合においては、受給期間延長等申請書に天災その他前項の規定による申出

をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

- (4) 第9条第4項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「受給資格証」を「第1項の規定により提出された受給資格証」に、「記載し」を「記載した上で」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「記載し」を「記載した上で」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項及び第3項の規定により提出を要する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (5) 第9条に次の1項を加える。

7 第1項ただし書及び前項の規定は、第5項の規定による届出及び提出について準用する。

- (6) 第9条の次に次の4条を加える。

(教育退職手当条例第21条第4項の教育委員会規則で定める事業)

第9条の2 教育退職手当条例第21条第4項の教育委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、教育退職手当条例第21条第1項に規定する支給期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第24条第1項に規定する就業手当に相当する退職手当又は同項に規定する再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと教育委員会が認めたもの

(教育退職手当条例第21条第4項の教育委員会規則で定める教育職員)

第9条の3 教育退職手当条例第21条第4項の教育委員会規則で定める教育職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 退職日以前に事業（教育退職手当条例第21条第4項に規定する事業をいう。以下この条から第9条の5までにおいて同じ。）を開始し、当該退職日後に当該事業に専念する教育職員
- (2) その他事業を開始した教育職員に準ずるものとして教育委員会が認めた教育職員  
(支給期間の特例の申出)

第9条の4 教育退職手当条例第21条第4項に規定する雇用保険法第20条の2に規定する場合に相当するものとして教育委員会規則で定める場合は、退職日後に事業を開始した教育職員又は前条に規定する教育職員が教育委員会にその旨を申し出た場合とする。

- 2 前項の規定による申出（以下この条において「特例申出」という。）は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他退職日後に事業を開始した教育職員又は前条に規定する教育職員に該当する事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて教育委員会に提出することによって行うものとする。
- 3 特例申出は、当該特例申出に係る者が事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、天災その他特例申出をしないことについてやむを得ない理由がある場合における特例申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。この場合においては、受給期間延長等申請書に天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 5 教育委員会は、特例申出をした者が退職日後に事業を開始した教育職員又は前条に規定する教育職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付するとともに、第2項の規定により提出された受給資格証に必要な事項を記載した上で、返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を教育委員会に届け出

るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上で、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- (2) 事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

7 第9条第1項ただし書及び第6項の規定は、特例申出並びに前項の規定による届出及び提出について準用する。

(教育退職手当条例第21条第4項の支給期間の特例)

第9条の5 教育退職手当条例第21条第4項の教育委員会規則で定める支給期間についての特例は、事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から同条第1項の規定により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）を同条第1項の規定による支給期間に算入しないものとする。

- (7) 第14条の2第1項第1号中「教育退職手当条例第2条に規定する」を削る。
- (8) 様式3及び様式4を次のように改める。

様式 3

受給期間延長等申請書

①申請者	氏名			受給資格番号	
	住所又は居所				
②退職年月日	年 月 日				
③この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、病気、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始した等のため				
	具体的な理由				
④⑤のアの理由が病気又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者		
⑥職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則（第9条第1項・第9条の4第2項）の規定により、上記のとおり申請します。					
年 月 日 (宛先) 札幌市教育委員会					
申請者氏名					
※処理欄	延長等の期間 年 月 日から 年 月 日まで				

注1 ⑤欄の期間が3年を超える場合であっても、延長等の期間は、3年が最長となります。

2 ※印の欄には、記載しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 様式 4

## 受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、病気、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始した等のため  具体的理由		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長後の受給期間満了年月日	年 月 日		
札幌市立学校教育職員退職手当条例第21条（第1項・第4項）の規定により、上記のとおり（受給期間を延長する・特例を適用する）。			
年 月 日			
札幌市教育委員会			印

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第9条の2から第9条の5までの規定は、令和4年7月1日以後に札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第51号）第21条第4項の事業を開始した教育職員又は改正後の第9条の3に規定する教育職員に該当するに至った者について適用する。